

省 令

◎農林省令第四十九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五百五十一号)第七条第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十六年十月十日

農林大臣 河野 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項の地域の欄中「インドシナ」の下に「(南ツイエトナムを除く。)」を、「西印度諸島」の下に「(ニカラグア、コスタ・リカ)」を加え、「(ニュー・ジールランド)」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。